

エコマーク商品類型 No.112「文具・事務用品 Version2.9」の
部分的な改定について

公益財団法人 日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯、概要

2025年1月28日に閣議決定されたグリーン購入法では、文具類において、従来の古紙パルプ配合率の基準だけではなく、選択肢として、森林認証パルプまたは間伐材等パルプの基準が追加され、けい紙・起案用紙・ノートにおける塗工量および白色度の基準が削除されたため、エコマーク認定基準においても改定を行う。

2. 改定箇所 （変更箇所：赤字部分を追加、見え消し部分を削除）

3. 用語の定義

紙材に関する用語

間伐材等	間伐材又は竹をいう。
森林認証制度	独立した森林認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関が森林を経営する者の森林管理水準を評価・認証する仕組み（林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」より）。
クレジット方式	個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材等とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材等が等しく使われているとみなす方式をいう（平成26年2月環境物品等の調達の推進に関する基本方針より）。

4-1. 環境に関する基準と証明方法

4-1-1 省資源と資源循環

- (1) 主要材料が、別表1に定める再生材料の基準配合率を満たすこと。再生材料とは、古紙パルプ、再・未利用木材、再生プラスチックおよびその他再生材料(廃棄された卵の殻・貝殻・石膏ボードおよび製品として使用された後に廃棄された製品)をいう。
(中略)

主要材料が紙材で、森林認証材パルプまたは間伐材等パルプを使用する製品は本項目(1)に代えて基準項目(28)を満たすこと。

4-1-3 有害物質の制限とコントロール

- (15) ~~けい紙、起案用紙およびノートに使用される塗工用紙は、塗工量が片面で 17g/m²以下、両面で 30g/m²以下であること、または、エコマーク商品類型 No.107「印刷用紙 Version3」の基準項目(1)を満たすこと。~~
- (16) ~~けい紙、起案用紙およびノートに使用される白色の非塗工用紙は、白色度に関する~~

~~る管理標準値が70%以下であること。ただし、製造工程管理上の許容誤差として管理標準値+3%まで認めることとする。~~

4-1-4 生物多様性の保全

(28) 古紙パルプ以外の紙材を使用する製品は、第三者認証を受けた森林認証材パルプ、間伐材等パルプの配合率が別表1に定める基準配合率を満たすこと。なお、森林認証材パルプの配合率はクレジット方式による認証方式でもよい。また、配合率は、各々のパルプの配合率の証明ができる場合には、古紙パルプ配合率との合計でも可とする。

【証明方法】

森林認証材パルプを使用する製品は、製紙事業者の発行する森林認証紙であることの証明書、製品質量割合の証明書および、製品として第三者の森林認証を受けていることの証明書を提出すること。

間伐材等パルプ材を使用する製品は、製紙事業者の発行する間伐材等パルプの配合率等に関する証明書、および製品質量割合の証明書を提出すること。

ただし、エコマーク認定用紙を使用する場合は、当該用紙の「商品ブランド名」および「認定番号」を付属証明書に明記することで、製紙事業者の証明書に代えることができるものとする。

別表1 文具・事務用品対象表（改定該当箇所抜粋）

品目名	金属、下記で指定されている消耗部分および粘着部分は製品質量から除く。また、認定基準 4-1-1(5)を満たす交換部品は製品質量から除く。			備考 左記以外に製品質量から除くことができる部品などを指定
	主要材料中の再生材料、森林認証材パルプ等の基準配合率	消耗部分	粘着部分	
シャープペンシル	70% *1	芯 消しゴム		

3. 改定日： 2025年3月1日

以上